

ご注意ください

納付書には、

「納期限」と「指定期限」がございます。

○ 「指定期限」はコンビニ等での納付が可能な利用期限です。

○ 「納期限」はその税金を納めるべき期日です。

※「納期限」を超過した場合、経過日数に応じて延滞金が増加されることがありますので、必ず納期限内にご納付ください。

納期限後納付により延滞金が発生した場合には別途延滞金の納付が必要となります。

【税目別納期限一覧例】

	通知書発送	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
市府民税/森林環境税	6月初旬	6月末日	8月末日	10月末日	12月25日頃
固定資産税/都市計画税	5月初旬	5月末日	7月末日	9月末日	11月末日
軽自動車税	5月初旬	5月末日			

※各納期限が土日祝の場合は翌営業日が納期限です。

【お問い合わせ】

羽曳野市税務課

☎072-958-1111(代表)